

塩尻市松くい虫等被害予防事業補助金(伐倒駆除)について

松くい虫被害木の伐採・処理に対して補助金を交付します。
(処理したマツの材積1立方メートル当り4万円が限度額となります。)

線虫(マツノザイセンチュウ)が侵入することで、松が枯れてしまう「松くい虫被害」が市内で多数確認されるなか、マツを所有する方が自ら、または業者等へ委託して、松くい虫被害木を伐倒、処理したのについて補助金を交付します。

交付対象者

マツを所有又は管理する個人及び団体

対象となる被害木

- ①市内にある松くい虫被害木
- ②市が処理を予定していない被害木(既にテープやナンバリングがしてあるマツについては、処理予定の有無を事前に市に確認してください。)
- ③白骨化前の被害木(被害に遭ってから相当の期間が経過し「白骨化」してしまっているものは被害拡大の恐れがないため**補助対象外**とします。)

事前確認いただきたい被害木(例)



申請手続きについて

- ①**申請書の提出**(施業着手前に提出してください。)
 - 補助金等交付申請書(様式第1号)
 - 補助事業等実施計画書及び収支予算書
 - 松くい虫等被害予防事業補助金交付申請に係る確認書(附表1)
 - 事業実施箇所の位置図
 - 処理前のマツの状態がわかる写真(別紙写真マニュアルのとおり)
 - その他必要な書類(施業を委託する場合は業者の見積書等)
- ②**実績報告**(処理終了後20日以内に提出してください。)
 - 補助事業等実績報告書(様式第3号)
 - 伐倒駆除事業内容表(附表2)
 - 処理状況等の写真(別紙写真マニュアルのとおり)
 - 領収書の写し(自身で処理を行った場合や、代理受領制度を利用される場合は不要です。)

白骨化した被害木(例)



処理方法について

①処理方法の種類

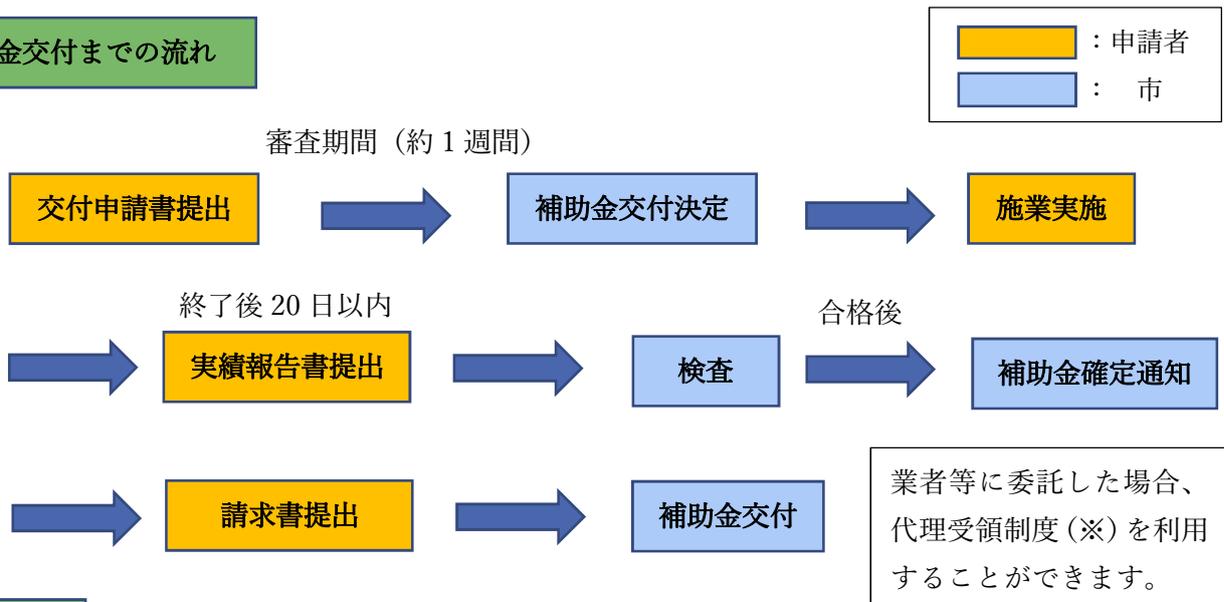
- (1)くん蒸処理・・・被害木を伐倒後、玉切りし、幹や枝をシートに包み、密封したシート内でガス化した薬剤を材内に浸透させ、マツノマダラカミキリの幼虫を駆除するもの。
- (2)破砕処理・・・松くい虫被害木を伐倒し、チップパーにより細かくチップ化することで、松材の中にあるカミキリの幼虫等を駆除するもの。
- (3)その他・・・詳細は農林課へお問い合わせください。

②具体的な処理の方法については、別紙「標準処理方法書」を参考にしてください。

③実績報告には写真の添付が必要となりますので、処理の際には、別紙「写真マニュアル」のとおり撮影をしてください。

④処理実施後、根株とシートにスプレー等で交付決定通知書の文書番号(例:塩尻市指令5農第10号の場合は「5-10」)を記載してください。

補助金交付までの流れ



その他

- ①胸高直径は、極力「直径巻尺」を使用して測定してください。なお、直径巻尺及び樹高測定のためのメジャーについては市が貸し出しますので、必要な場合はお申し付けください。
- ②安全には十分注意して施業をしてください。なお、業者等へ委託せず、御自身で施業を行う場合は、労働安全衛生法に定める「特別教育」などのチェーンソー作業の安全衛生に関する講習等を受講してください。
- ③施業を業者等へ委託する場合、農薬取締法の定めにより、くん蒸薬剤を使用する業者等は、農薬取締法に定める「農薬使用計画書」を事前に関東農政局に提出する必要がありますので十分御留意ください。（自ら栽培する農作物等にくん蒸により農薬を使用する場合は不要です。）

（※）代理受領制度とは、施業者（業者等）が申請者に代わり補助金を受領することができる制度です。申請者は施業代金から補助金を差し引いた額を業者等に支払えば良いため、準備する支払い金額が軽減されます。

注：申請者の意向により、代理受領制度を利用するか選択できます。

注：代理受領制度を利用する場合は、施業した業者等（代理受領者）の承諾が必要です。